

証券コード7079
2022年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区晴海一丁目8番11号
W D B コ コ 株 式 会 社
代表取締役 谷 口 晴 彦
社 長

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月20日（月曜日）午後5時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）
午前10時開始（午前9時30分 受付開始）
2. 場 所 東京都中央区晴海一丁目8番11号
晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーY棟 24F
WDBグループ 大会議室
3. 目的事項
報告事項 第39期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.wdbcoco.com/>）に掲載させていただきます。
 - ◎新型コロナウイルス感染症予防のため、ご出席される株主さまは、開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染症予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本会場において、感染症予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力お願い申し上げます。
 - ◎お土産の準備はございません。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社が顧客とする日本国内の製薬業界においては、人口増加や国民皆保険制度等に支えられ大きく成長してまいりましたが、市場を取り巻く環境は昨今、大きな変化を迎えております。AIやビッグデータといったデジタル化技術や、遺伝子治療や細胞医療などの医療技術が実用化を迎えるとともに、医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインの適用といった法令順守体制の整備・強化が求められるようになり、製薬企業が持続的に成長していくうえで大きな転機を迎えております。さらに、少子高齢化を背景とした社会保障費の抑制機運の高まりに伴い薬価制度の抜本改革のもとで薬剤費抑制政策が加速するとともに、政府方針で定められた後発医薬品使用促進が進み、製薬企業の収益構造が大きく変化をしております。

また、既にCROへの委託を活用している製薬企業においては、CROに対する期待も従来のような業務処理を行うだけの受け身な姿勢ではなく、コスト削減等の顧客ニーズを先回りして把握し、CRO自ら改善や課題解決提案を行うといったパートナーとしてより主体的な姿に変化をしています。このような事業環境において、当社は、最新のテクノロジーと優れたビジネスモデルを用いて、顧客に最適な業務プロセスを提案・実施し、製薬企業にとって不可欠なパートナーとしてサービスの提供を行うよう努めてまいります。

このような状況の中、当社は、「仕事の成果の保証」と「新しい価値の提供」を通じて、お客様の課題を解決し、医療の未来に貢献することを経営理念とし、「安全性情報管理サービス」を主軸に、「ドキュメントサポートサービス」、「開発サポートサービス」、「臨床開発支援サービス」を展開しております。

当事業年度においては、既存案件の売上高が堅調に推移したこと、安全性情報管理、ドキュメントサポート、開発サポートにて、当第1四半期以降に稼働開始した複数の案件が売上高に寄与したこと、さらに、安全性情報管理サービスにおいて、当第1四半期に開始した短期大型案件の売上を計上したことにより、売上高は3,615百万円と前年同期比1,044百万円（前年同期比40.6%増）の増収となりました。

営業利益は、売上原価において新規取引先・既存取引先の受託案件の稼働開始に伴う人員の増員により人件費が増加したこと、また、販売費及び一般管理費において受託案件の自動化や業務効率化の促進を行うためのシステム開発人員の増加により人件費等が増加したものの、963百万円と前年同期比438百万円（前年同期比83.6%増）の増益となりました。経常利益は963百万円と前年同期比436百万円（前年同期

比82.7%増)の増益、当期純利益は647百万円と前年同期比274百万円(前年同期比73.6%増)の増益となりました。また、当社が重視している売上高経常利益率は26.6%(前年同期比6.1pt増)となりました。

なお、セグメントの実績については、当社は単一セグメントのため記載しておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施しました設備投資等の総額は124百万円で、その主な内容は主として本社・東京オペレーションセンターの拡張、神戸オペレーションセンターの移転によるものです。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に、第1回新株予約権の行使により12百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

デジタル化技術や医療技術の実用化、診療報酬制度や薬価制度の抜本的な改革、さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受け、製薬業界を取り巻く経営や創薬の環境は大きく変化しており、製薬企業が抱える課題の内容や難易度は高度化、複雑化しています。これらの課題に対しては、従来の手法ではなく、抜本的な業務プロセスの変更や組織横断的な対応策が求められる状況となっています。

このような状況の中、当社は、「仕事の成果の保証」と「新しい価値の提供」、すなわち、業務品質の保証と、最適なプロセスの構築・提案導入を通じて、製薬企業が抱える課題解決に貢献することで成長を期してまいります。具体的には以下の取り組みを行います。

① 業務の品質の向上・維持

既存の仕組みの強化に加え、ICT(情報通信技術)を用いた業務の効率化に積極的に取り組みます。さらに、業務の進捗、品質や効率等の成果指標について可視化することにより、課題の把握、改善のサイクルを高め、業務の品質の向上・維持に努めてまいります。

② サービスプラットフォームの開発

顧客の課題を解決し、より付加価値のあるサービスを提供するために、業務プロセスそのものを変革し顧客の利便性を高めるサービスプラットフォームの開発を推進します。

③ 人材の確保・育成

上記の取り組みに伴い、業務効率化のためのITツールや業務プロセスの検討、より難易度の高い非定型受託業務、顧客が抱える課題の抽出と解決提案といった付加価値の高い職種の増員、育成に努めてまいります。

④ 原価の削減

RPA等の自動化テクノロジーを用いて各種業務の自動化等を推進し、受託業務の原価をはじめとした社内コスト削減を徹底してまいります。

⑤ CRO事業領域の拡大と差別化

経営資本の「選択と集中」を行い、医薬品開発の安全性情報管理サービスに特化していくとともに、安全性情報管理と同様に競争力が発揮できるサービス領域の拡大も継続して進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症に対しては、2020年2月に新型コロナウイルス対策本部を設置しており、感染拡大の抑制、従業員やその家族、お客様を含めた関係者の安全確保を第一に、感染阻止の対策を行い事業活動を継続しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第36期 2019年3月期	第37期 2020年3月期	第38期 2021年3月期	第39期 2022年3月期 (当事業年度)
売上高	1,781,709 千円	2,285,612 千円	2,570,747 千円	3,615,306 千円
経常利益	338,190 千円	460,888 千円	527,238 千円	963,253 千円
当期純利益	236,656 千円	306,562 千円	373,178 千円	647,701 千円
1株当たり当期純利益	118.33 円	147.59 円	163.11 円	273.94 円
総資産	1,020,482 千円	1,774,023 千円	2,134,951 千円	3,133,667 千円
純資産	656,617 千円	1,237,346 千円	1,570,935 千円	2,148,079 千円

- (注) 1. 当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
3. 当社は2019年1月10日付で普通株式1株につき普通株式100株の株式分割を行っており、第36期の期首に株式分割を行ったと仮定して1株当たり当期純利益を計算しております。
4. 当社は2019年11月3日付で普通株式1株につき普通株式100株の株式分割を行っており、第37期の期首に株式分割を行ったと仮定して1株当たり当期純利益を計算しております。
5. 第39期における総資産の増加は、売上の増加に伴う預現金及び売掛金等の流動資産の増加が主な要因であります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はWDBホールディングス株式会社であり、同社は当社の株式を1,627千株（議決権比率68.2%）保有しております。

なお、当社は親会社との役員の兼任があり、親会社との間で事務所の賃貸借契約等の取引があります。

当社は、親会社との取引に関して、市場実勢価格を勘案して取引条件等を決定しており、関連当事者取引検証委員会での審議結果を踏まえて当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っていることから、内容の妥当性並びに意思決定手続きの正当性については問題ないものと考えております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

④ その他

特記すべき事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社の主要な事業内容は、医薬品開発にかかる安全性情報管理を主軸とした医薬品・医療機器の開発支援受託事業です。また、当社はCRO（医薬品開発業務受託機関）事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

(8) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本社・東京オペレーションセンター	東京都中央区
神戸オペレーションセンター	兵庫県神戸市中央区
沖縄オペレーションセンター	沖縄県那覇市

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
403名(91名)	61名増(41名増)	34.5歳	3.2年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数を記載しており、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー)は()内に外数で記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数は、臨時雇用者を含めて算出しております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 8,000,000株

(2) 発行済株式の総数 2,388,500株（自己株式121株を含む）

(注) 新株予約権の行使により発行済株式の総数が25,500株増加しております。

(3) 株 主 数 1,331名

(4) 大 株 主

株 主 名	持株数	持株比率
WDBホールディングス株式会社	1,627 千株	68.1 %
谷口 晴彦	48 千株	2.0 %
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S.A. 107704	38 千株	1.6 %
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	27 千株	1.2 %
五味 大輔	27 千株	1.1 %
WDBココ従業員持株会	23 千株	1.0 %
坂東 和夫	21 千株	0.9 %
大藤 佳広	21 千株	0.9 %
西本 和俊	18 千株	0.8 %
西森 初音	18 千株	0.8 %

(注) 持株比率は、自己株式（121株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称	第1回新株予約権	
発行決議日	2019年2月25日	
新株予約権の数	135個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 13,500株（新株予約権1個につき100株）	
新株予約権の払込金額	無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり49,000円	
権利行使期間	2021年2月26日から2029年2月24日	
行使の条件	<p>①新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p>	
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 120個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 1,500株 保有者数 1名

(注) 当社は、2019年11月3日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数が390株から39,000株と変更になっております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
谷口晴彦	代表取締役 社長	
平光初音 (戸籍名：西森 初音)	取締役 受託営業部長	
藤原素行	取締役 管理本部長	
中野敏光	取締役	WDBホールディングス(株) 代表取締役 WDB(株) 代表取締役 WDB工学(株) 取締役 WDB臨床研究(株) 取締役 WDB独歩(株) 取締役 ネゾット(株) 代表取締役 WDB事業承継パートナーズ(株) 代表取締役
横川堅太	取締役	(株)crest plus 代表取締役 横川公認会計士事務所 代表 CREST税理士法人 代表社員 一般社団法人医療画像推進機構 監事 (株)Medisere 監査役 (株)mediVR 取締役
大井理	取締役	松柏法律事務所 パートナー (株)プロディライト 監査役
齋藤譲一	監査役	
小出敏彦	監査役	小出会計事務所 代表 Pro Unlimited Global Japan(有) 代表取締役
浅見雄輔	監査役	あさみ法律事務所 パートナー 学校法人昌平学園 監事 医療法人社団下田緑真会 理事 杉並区情報公開・個人情報保護審議会 委員

- (注) 1. 取締役 横川堅太、大井理の両氏は社外取締役であり、監査役 小出敏彦、浅見雄輔の両氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 齋藤譲一氏は金融機関に長年勤務しており、監査役 小出敏彦氏は、公認会計士の資格を有しており、両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役 浅見雄輔氏は、弁護士資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき社外取締役及び各監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、社外取締役及び監査役が職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を役員報酬規程に基づいて定めており、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

業務執行取締役の報酬等は基本報酬と賞与で構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬等は職務内容を踏まえた報酬といたします。賞与を除く報酬は原則として月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を勘案して、賞与は会社の持続的な成長への貢献度、会社業績等を勘案して決定いたします。

決定方針は、社外取締役を委員長とし過半数が社外役員で構成される指名報酬委員会の答申を得たうえで、2021年2月18日開催の取締役会の決議により決定しております。

また、取締役会は当事業年度にかかる個々の取締役の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役会及び監査役会の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額（使用人給与は含まない）は、2012年10月26日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は3名です。

監査役の報酬限度額は、2018年6月21日開催の定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	38 (5)	38 (5)	— (—)	— (—)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	16 (4)	16 (4)	— (—)	— (—)	3 (2)

- (注) 1. 上記の取締役の員数が当事業年度末の取締役の員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役1名を除いているためであります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人との関係
取締役	横川 聖太	(株)crest plus	代表取締役	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。
		横川公認会計士事務所	代表	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。
		CREST税理士法人	代表社員	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。
		一般社団法人 医療画像推進機構	監事	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。
		(株)Medisere	監査役	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。
		(株)mediVR	取締役	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。
	大井 理	松柏法律事務所	パートナー	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。
		(株)プロディライト	監査役	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。
監査役	小出 敏彦	小出会計事務所	代表	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。
		Pro Unlimited Global Japan(有)	代表取締役	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。
	浅見 雄輔	あさみ法律事務所	パートナー	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。
		学校法人昌平学園	監事	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。
		医療法人社団下田緑真会	理事	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。
	杉並区情報公開・ 個人情報保護審議会	委員	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。	

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

社外監査役小出敏彦氏の三親等以内の親族が、当社の主要取引先である有限責任監査法人トーマツの使用人であります。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席の状況	主 な 活 動 内 容
社外 取締役	横川 聖太	取締役会 17回中17回 関連当事者取引 検証委員会 3回中3回 指名報酬委員会 1回中1回	公認会計士としての専門的な知見に基づき、業務執行を行う経営陣に対して独立した客観的視点からの発言を期待しており、取締役会においては、積極的に発言を行っております。 また、上記のほか、当社の関連当事者取引の合理性を審議する関連当事者取引検証委員会の委員長、並びに当社の取締役の選解任や報酬に関する事項を審議する指名報酬委員会の委員を務め、取引条件の妥当性について確認と検討を行うとともに、取締役の指名・報酬等に関する手続きの透明性・客観性を高めるなど、公認会計士として独立した客観的立場から、経営陣の監督に努めております。
	大井 理	取締役会 17回中17回 関連当事者取引 検証委員会 3回中3回 指名報酬委員会 1回中1回	弁護士としての専門的な知見に基づき、業務執行を行う経営陣に対して独立した客観的視点からの発言を期待しており、取締役会においては、積極的に発言を行っております。 また、上記のほか、当社の取締役の選解任や報酬に関する事項を審議する指名報酬委員会の委員長、並びに当社の関連当事者取引の合理性を審議する関連当事者取引検証委員会の委員を務め、取締役の指名・報酬等に関する手続きの透明性・客観性を高めるとともに、取引条件の妥当性について確認と検討を行うなど、弁護士として独立した客観的立場から、経営陣の監督に努めております。
社外 監査役	小出 敏彦	取締役会 17回中17回 監査役会 12回中12回 関連当事者取引 検証委員会 3回中3回 指名報酬委員会 1回中1回	公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験をもとに、中立の立場から、経営監視機能を果たすこと及び実効性の高い監査の実現を期待しており、取締役会においては積極的に発言を行うとともに、監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 上記のほか、当社の関連当事者取引の合理性を審議する関連当事者取引検証委員会、並びに当社の取締役の選解任や報酬に関する事項を審議する指名報酬委員会の委員を務め、取引条件の妥当性について確認と検討を行うとともに、取締役の指名・報酬等に関する手続きの透明性・客観性を高めております。
	浅見 雄輔	取締役会 17回中16回 監査役会 12回中12回 関連当事者取引 検証委員会 3回中3回 指名報酬委員会 1回中1回	弁護士としての専門的な知識と豊富な経験をもとに、中立の立場から、経営監視機能を果たすこと及び実効性の高い監査の実現を期待しており、取締役会においては積極的に発言を行うとともに、監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 上記のほか、当社の関連当事者取引の合理性を審議する関連当事者取引検証委員会、並びに当社の取締役の選解任や報酬に関する事項を審議する指名報酬委員会の委員を務め、取引条件の妥当性について確認と検討を行うとともに、取締役の指名・報酬等に関する手続きの透明性・客観性を高めております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や聴取を行うとともに、会計監査人から監査計画や職務遂行状況の説明を受け、当事業年度の監査時間及び報酬見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、主として内部統制報告制度対応に関する助言・指導の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を2019年1月28日開催の取締役会において決定し、2020年9月24日開催の取締役会において一部改定いたしました。その内部統制システムの整備・運用の内容は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

1 取締役及び使用人の職務遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役及び使用人が遵守すべき行動規範として、コンプライアンスマニュアルを定めるほか、必要な社内諸規程を定めます。
- ② 取締役及び使用人は、コンプライアンスマニュアル等の行動規範に基づいて、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、社会倫理、法令、定款及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。
- ③ 代表取締役直轄の内部監査人を設置し、内部監査規程に基づき、業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役に報告するものとします。なお、法令遵守に関する社内教育研修は経営管理部、品質保証室、その他関連部門が連携して行うものとし、法令遵守体制の整備及び推進に努めるものとします。
- ④ コンプライアンス・リスクに関する全体的推進と必要な情報の共有化のためコンプライアンス・リスク管理委員会を設置するとともに、行動規範や法令違反の疑義のある行為などについて報告・相談を受ける内部通報窓口を設置し、当社のコンプライアンス体制、及びコンプライアンスに関する課題、問題の有無の把握に努めます。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を文書又は電磁的情報により適切に記録し、法令及び規程に基づき保存・管理をします。なお、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとします。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクを適切に認識、損失発生の未然防止に努めるためリスク管理規程を定めます。
- ② リスク管理規程に基づきコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する管理方針の策定、リスク対策実施状況の確認等を実行的に行うとともに、リスクが顕在化した時には対策本部を設置し、被害を最小限に抑制し再発を防止するために適切な措置を講じます。

- 4 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① コーポレートガバナンスの理念に基づき、取締役会規程等の経営基本事項に係る規程、組織・業務分掌規程、職務権限規程等の業務組織及び意思決定ルールを定める社内規程の運用により、適正かつ効率的に取締役の職務を執行できる体制を確保します。
 - ② 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催し、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行うものとします。
- 5 当社ならびに親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社は、業務の運営及び取引において親会社からの独立性を保つことを方針とし、関連当事者との取引を行うに当たっては、社外取締役を委員長として、社外取締役と社外監査役の全員を委員とした関連当事者取引検証委員会に諮問のうえ、取締役会で審議し、決定します。
 - ② 取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役又は社外監査役が委員長を務め、また委員の過半数が社外取締役又は社外監査役により構成される指名報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を高めます。
 - ③ 親会社と利害関係のない社外取締役ならびに社外監査役を置くことにより、親会社との業務の適正を確保します。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査人が協力するとともに、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、会社は当社の使用人から監査役補助者を任命するものとします。
- 7 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性に関する事項

監査役補助者を設置する場合には、その人事に関しては監査役会の同意を必要とし、当該使用人の人事評価及び人事異動等において予め監査役会と協議します。また、監査役より監査に関する業務指示を受けた当該使用人は、当該指示に関して取締役の指示を受けず、取締役から独立してその職務を遂行します。

8 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて当社の業務状況を報告します。取締役は、法令違反に加え著しい損害の発生その他当社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事実等を発見したときは、直ちに監査役に報告します。内部通報の内容が監査役業務の執行に必要な場合は同様に、監査役に報告します。
- ② 内部監査人は、内部監査の実施結果について、監査役に随時報告します。監査役は、必要に応じて代表取締役に対し、追加監査の実施及び業務改善策の策定等を求めます。
- ③ 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定過程及び業務状況を把握するため、必要に応じて重要な会議に出席し、また必要に応じ意見を述べます。
- ④ 監査役は、随時稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に対してその説明を求めます。

9 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることを禁止し、その実効性を確保します。

10 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生じる必要な費用は当社が負担するものとし、監査役請求等に応じ速やかに前払い又は債務の処理を行います。なお、監査役は、当該費用の支出に当たっては、その適正性及び効率性に留意するものとします。

11 その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役をはじめ全取締役は、監査役職務の重要性と有用性を認識し、監査に係る環境整備に努めます。
- ② 監査役は、代表取締役等と随時会合を持ち、経営方針を確認するとともに、監査上の重要課題及び内部統制等について意見交換を行います。
- ③ 監査役は、内部監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとします。
- ④ 監査役は、自らの判断により、定期的に会計監査人より会計監査の結果を聴取するとともに意見交換を行い、必要に応じて監査法人の監査に立会い、また、監査業務を執行した公認会計士と協議の場を持つなどして、監査法人と相互の連携を高めるものとします。

12 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断すると共に、これら反社会的勢力に対しては、全社を挙げて毅然とした態度で対応することを基本方針としています。
- ② 全社員の行動の規範となるコンプライアンスマニュアルにおいても反社会的勢力との関係遮断に関する規定を設け、全社員に対し周知徹底を図ると共に、反社会的勢力対応マニュアルにおいて具体的な体制整備の内容を定めています。
- ③ 経営管理部を主管部署として、日常の事業運営において、関係遮断・被害防止態勢の整備・強化を推進しており、反社会的勢力との関係遮断・被害防止のために、所轄警察署、特殊暴力防止対策連合会などの外部専門機関との連携体制の構築にも努めています。

13 財務報告の信頼性を確保するための体制

「内部統制システム整備に関する基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を図っています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保する体制を整備しており、当事業年度における運用状況の概要は下記のとおりです。

- ① 取締役会の開催状況として、当事業年度は取締役会は17回開催しております。当社の取締役会は社外取締役2名を含む6名で構成されており、各種法令、定款および各規程に基づき、取締役会での意思決定が必要である事項について審議を行っております。
- ② 監査役会の開催状況として、当事業年度は監査役会は12回開催しております。当社の監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成されており、取締役会への参加をはじめとして、取締役の職務執行を厳正に監督しております。また、監査役は、監査役会にて定めた監査計画に基づき監査を行い、内部監査人とも定期的に意見交換を行っております。
- ③ 内部監査人は、内部監査計画に基づき、当社の業務執行にかかる監査および内部統制監査を実施しました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当金につきましては事業年度ごとの利益の状況、将来の事業展開などを勘案しつつ、安定した配当を維持するとともに、株主の皆様への利益還元を積極的に努めてまいりました。この方針のもと、当事業年度につきましては、2022年5月13日開催の取締役会において、1株あたり40円の配当金とさせていただき、その効力発生日を2022年6月22日といたしました。なお、今後とも株主の皆様への支援に報いるため増配を常に念頭におき事業の発展に努めてまいります。

また、内部留保につきましては、財務体質の強化及び将来にわたる安定した株主利益の確保のため、厳しい経営環境に勝ち残るための事業の拡大・合理的投資のために有効活用していきたいと考えております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,758,817	流動負債	855,397
現金及び預金	1,888,588	買掛金	77,762
売掛金及び契約資産	839,248	リース債務	11,490
仕掛品	4,486	未払金	209,517
前払費用	24,832	未払費用	40,476
その他	1,661	未払法人税等	290,106
固定資産	374,849	未払消費税等	112,389
有形固定資産	154,349	預り金	6,765
建物	82,981	賞与引当金	82,625
工具、器具及び備品	40,984	受注損失引当金	24,120
リース資産	30,383	その他	145
無形固定資産	13,525	固定負債	130,189
ソフトウェア	325	リース債務	22,032
ソフトウェア仮勘定	13,200	退職給付引当金	71,966
投資その他の資産	206,974	資産除去債務	34,947
繰延税金資産	113,277	その他	1,243
敷金及び保証金	93,697	負債合計	985,587
		(純資産の部)	
		株主資本	2,148,079
		資本金	275,940
		資本剰余金	275,940
		資本準備金	275,940
		利益剰余金	1,596,666
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	1,584,166
		繰越利益剰余金	1,584,166
		自己株式	△467
		純資産合計	2,148,079
資産合計	3,133,667	負債・純資産合計	3,133,667

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,615,306
売 上 原 価		2,176,087
売 上 総 利 益		1,439,219
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		475,855
営 業 利 益		963,364
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13	
助 成 金 収 入	8	
そ の 他	5	27
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	137	
そ の 他	1	139
経 常 利 益		963,253
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	952	
そ の 他	2,041	2,993
税 引 前 当 期 純 利 益		960,260
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	350,108	
法 人 税 等 調 整 額	△37,549	312,558
当 期 純 利 益		647,701

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			自己株式
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
2021年4月1日残高	269,693	269,693	269,693	12,500	1,019,168	1,031,668	△119
事業年度中の変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	6,247	6,247	6,247				
剰余金の配当					△82,703	△82,703	
当期純利益					647,701	647,701	
自己株式の取得							△348
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	6,247	6,247	6,247	—	564,997	564,997	△348
2022年3月31日残高	275,940	275,940	275,940	12,500	1,584,166	1,596,666	△467

	株主資本	純資産合計
	株主資本 合 計	
2021年4月1日残高	1,570,935	1,570,935
事業年度中の変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)	12,495	12,495
剰余金の配当	△82,703	△82,703
当期純利益	647,701	647,701
自己株式の取得	△348	△348
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		
事業年度中の変動額合計	577,144	577,144
2022年3月31日残高	2,148,079	2,148,079

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕 掛 品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯 蔵 品……個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）…定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞 与 引 当 金……従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 受 注 損 失 引 当 金……案件ごとの将来の受注損失に備えるため、当事業年度末に見込まれる損失の額を個別に検討し、損失見込額を計上しております。

(3) 退 職 給 付 引 当 金……従業員の退職給付に備えるため、退職金規定に基づく社内積立退職一時金制度を採用しており、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社では、医薬品・医療機器の開発及び販売中に必要な様々な手続作業を委託したいと考えている医薬品・医療機器メーカーなどから受託するサービスを主に提供しています。この受託サービスは、一連の業務フロー及びそれに付随する工程を継続的に実施し業務成果を提供することで一定期間でその履行義務が充足されるサービス、もしくは、マニュアル作成等の成果物を提供することで一時点でその履行義務が認識されるサービスに大別されます。継続的な業務の提供を履行義務とするものについては、履行義務は一定の期間にわたり充足され、契約内容に応じて、契約に基づいた

固定単価に実際業務数または実際業務時間を乗じた金額、または、契約上の金額を契約期間で按分した金額に基づき収益を認識しております。またマニュアル作成等については成果物の検収時点で契約上の金額に基づいて収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費……支出時に全額費用として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。なお、新たな会計方針の適用による利益剰余金の当事業年度期首残高、及び当事業年度の損益に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類等に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

受注損失引当金 24,120千円

受注損失引当金は、当事業年度末において、受注案件毎に当事業年度の実績損失額を加味したうえで将来の損失を見積ることにより計上しております。当該見積りは、将来の不確実な受注量や業務提供体制の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益又は損失の金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	38,863千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債務	113千円
長期金銭債務	1,243千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上原価	23,777千円
販売費及び一般管理費	5,126千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	2,388,500株
------	------------

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	121株
------	------

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2021年5月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

① 配当金の総額	82,703千円
② 1株当たり配当額	35円
③ 基準日	2021年3月31日
④ 効力発生日	2021年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年5月13日開催の取締役会にて、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

① 配当金の総額	95,535千円
② 1株当たり配当額	40円
③ 基準日	2022年3月31日
④ 効力発生日	2022年6月22日

なお、配当原資については、利益剰余金としております。

4. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回新株予約権(2019年3月7日発行)	普通株式	42,000	-	25,500	16,500	-
計		42,000	-	25,500	16,500	-

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産		
未払事業税	15,392	千円
賞与引当金	53,561	千円
受注損失引当金	7,385	千円
退職給付引当金	22,036	千円
資産除去債務	10,700	千円
その他	13,185	千円
繰延税金資産 合計	122,261	千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	8,983	千円
繰延税金負債合計	8,983	千円
繰延税金資産の純額	113,277	千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62	%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.24	%
住民税等均等割額	0.14	%
留保金課税	5.62	%
税額控除	△4.13	%
その他	0.06	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.55	%

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産 主として、データセンターで使用するコンピューター(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

運転資金については売掛金の回収も順調に行われているため、必要な資金を自己資金で賄っており、銀行借入や社債の発行による資金調達は行っておりません。一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、経営管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当事業年度の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の3か月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の貸借対照表日現在における営業債権のうち50.6%が特定の大口顧客3社に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払法人税等」「未払消費税等」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	93,697	92,872	△824
資産計	93,697	92,872	△824
(1) リース債務	33,523	33,365	△157
負債計	33,523	33,365	△157

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づいた利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 関連当事者との取引

親会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	WDBホールディングス(株)	兵庫県姫路市	1,000	持株会社として、グループ会社の経営管理	(被所有)直接68.2	役員 の兼任等	不動産の賃借料	24,747	前払費用	4,619
同一の親会社を持つ会社	ネット(株)	東京都千代田区	200	プラットフォームの立ち上げ・運営・管理	—	役員 の兼任等	開発支援手数料	38,733	未払金	1,149
	WDB工学(株)	東京都千代田区	200	人材派遣・人材紹介サービス	—	役員 の兼任等 人材派遣サービスの利用	人材派遣料金	18,778	買掛金	1,777

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. (1)賃借料、(2)開発支援手数料、(3)人材派遣料金は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件及び取引条件の決定方針等で行っております。

3. 親会社のWDBホールディングス(株)は当社取締役 中野 敏光及びその近親者が議決権の100%を保有する中野商店の所有株式を含めると、議決権の過半数を所有するため、「役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社」にも該当しますが、取引内容及び取引金額等が重複するため、記載を省略しております。

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高
役員	谷口晴彦	(被所有) 直接 2.01 %	当社 代表取締役	新株予約権 の権利行使	11,760	-	-

(注) 2019年2月25日開催の取締役会の決議によって付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

WDBホールディングス株式会社 (東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社情報

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	899円 39銭
1株当たり当期純利益	273円 94銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	269円 64銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年 5 月 20 日

WDBココ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 目 細 実
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村 上 育 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、WDBココ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている親会社等との間の取引について、会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との間の取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年 5月25日

WDBココ株式会社 監査役会
常勤監査役 齋藤 譲 一 ㊟
社外監査役 小出 敏彦 ㊟
社外監査役 浅見 雄輔 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、変更案附則第9項及び第10項は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	
第17条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>附則</p> <p>(新 設)</p> <p>(略)</p>	<p>附則</p> <p>(略)</p> <p><u>8 2022年6月21日改定、同年9月1日施行する。</u></p> <p><u>9 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、改定前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>10 前項及び本項の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役6名選任の件

現任の取締役6名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	再任 谷 晴彦 (1975年4月16日生)	1999年3月 WDB(株)入社 2005年4月 WDB(株) 執行役員 2012年6月 WDB(株) 取締役 2014年6月 当社 取締役 2014年11月 当社 代表取締役社長(現任)	48,000
2	再任 平 初音 戸籍名：西森 初音 (1982年6月13日生)	2008年4月 WDB(株)入社 2014年7月 当社 執行役員 2016年6月 当社 取締役 2019年1月 当社 取締役 受託事業本部長 2020年4月 当社 取締役 受託営業本部長(現任)	18,000
3	再任 藤原 素行 (1976年9月29日生)	2007年3月 WDB(株)入社 2011年4月 当社 執行役員 2012年6月 当社 取締役 2014年6月 WDB(株) 分析チーム 2017年4月 当社 受託事業本部長 2019年1月 当社 管理本部長 2019年2月 当社 取締役 管理本部長 2020年4月 当社 取締役 経営管理本部長 2021年5月 当社 取締役 管理本部長(現任)	6,000

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <small>なか の よし みつ</small> 中 野 敏 光 (1956年7月11日生)	1982年8月 アリコジャパン (現メットライフ生命保険㈱) 入社 1985年7月 ㈱ワークデータバンク (現WDBホールデ イングス㈱) 代表取締役 (現任) 2010年4月 事業承継パートナーズ㈱ (現WDB事業承 継パートナーズ㈱) 代表取締役 2011年4月 当社 取締役 (現任) 2011年9月 関西学院大学大学院 経営戦略研究科 修了 2011年11月 WDB㈱ 代表取締役 (現任) 2012年12月 WDB工学㈱ 代表取締役 2013年3月 電助システムズ㈱ (現WDB臨床研究㈱) 取締役 (現任) 2014年4月 ㈱カケンジェネックス 取締役 2014年11月 WDB工学㈱ 取締役 (現任) 2015年6月 WDB独歩㈱ 取締役 (現任) 2016年4月 WDBケミカルラボラトリー㈱ 取締役 2017年2月 ネット㈱ 代表取締役 (現任) 2020年6月 WDB事業承継パートナーズ㈱ 代表取締役会長 (現任)	—

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	再任 社外 横川 堅太 (1978年10月3日生)	2001年4月 ㈱総合経理研究所 入社 2007年12月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入社 2013年8月 みなと神戸税理士法人 入社 2013年12月 公認会計士登録 2015年3月 ㈱事業創造ラボ (現㈱crest plus) 代表取締役 (現任) 2015年5月 横川公認会計士事務所 代表 (現任) 2016年8月 CREST税理士法人 代表社員 (現任) 2017年3月 臨床医学研究所㈱ 監査役 2017年3月 一般社団法人医療画像推進機構 監事 (現任) 2017年6月 ㈱Medisere監査役 (現任) 2018年6月 当社 社外監査役 2019年6月 当社 社外取締役 (現任) 2021年1月 ㈱mediVR 社外取締役 (現任)	—
6	再任 社外 大井 まさし (1967年7月8日生)	1995年4月 弁護士登録 2002年4月 松柏法律事務所 パートナー (現任) 2003年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2018年11月 当社 社外監査役 2020年6月 当社 社外取締役 (現任) 2020年11月 ㈱プロディライト 非常勤監査役 (現任)	—

- (注) 1. 候補者 中野敏光氏は、当社の親会社であるWDBホールディングス株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に本社事務所等の賃貸借の取引関係があります。
2. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 横川堅太氏及び大井理氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は横川堅太氏及び大井理氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 横川堅太氏は社外取締役候補者であり、同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、長年にわたる公認会計士としての業務経験、企業財務に関する知見や経験をもとに、業務執行を行う経営陣に対して独立した客観的視点から当社の経営に対する助言及び意見をいただくことであり、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年であります。
5. 大井理氏は社外取締役候補者であり、同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、長年にわたる弁護士としての業務経験、企業法務に関する知見や経験をもとに、業務執行を行う経営陣に対して独立した客観的視点から当社の経営に対する助言及び意見をいただくことであり、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年であります。
6. 当社は横川堅太氏及び大井理氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。本議案が承認可決された場合、両氏との間の責任限定契約を継続する予定です。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場

東京都中央区晴海一丁目 8 番11号

晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーY棟 24F

WDBグループ大会議室（WDBココ本社 隣）



会場最寄駅

都営大江戸線 勝どき駅 A2a・A2b出口から徒歩7分